

2024 年度 新・医療保障プラン

◆新医療保障保険(団体型)◆

(手術特約/特定疾病給付特約/家族特約/家族手術特約/家族特定疾病給付特約)

■ 新・医療保障プランの 7 つの特徴 ■

- 1 病気やケガ**による入院・手術などに備えることができます。
- 入院は**初日から対象**、**日帰り手術**も保障します。
対象となる所定の手術については、「ご加入のみなさまへ(重要事項)」をご参照ください。
- 特定疾病**(ガン※・急性心筋梗塞・脳卒中)の**一時金保障**もあります。(オプション)
※上皮内ガン、悪性黒色腫以外の皮膚ガンを除きます。加入日以後 91 日目から保障を開始します。
- ご本人といっしょに、**配偶者、お子さま**もお申込みになれます。
- 医師の診査がなく**、告知書の提出のみで簡単にお申込みになれます。
- 剰余金があれば、**配当金**として還元されます。(1 年ごとに収支計算します。)
- 商品付帯サービス**「健康に関するサービス」を利用できます。
女性相談コンシェルジュがあります。

お支払例

保険期間中に初めてガン(胃ガン※)と診断確定され、悪性新生物根治手術を受け、
22 日間入院した場合のお支払例 ※悪性新生物の場合

悪性新生物診断給付金	50 万円	
入院給付金	22 万円(10,000 円×22 日分)	
手術給付金	40 万円(10,000 円の 40 倍)	合計 112 万円

- このお支払例は、入院給付金日額 10,000 円+特定疾病診断給付金額 50 万円(オプション)にご加入の場合です。
- このお支払例はあくまで一例です。個々の事例などにより給付内容は異なる場合があります。

効力発生日(責任開始日)

2025 年 **2** 月 **1** 日(土)

申込締切日

2024 年 **11** 月 **8** 日(金)

申込書提出先

協会事務局

※申込書の提出がない場合は、現在のご加入内容で自動更新となります。

保障内容（入院給付金日額 5,000 円＋特定疾病診断給付金 50 万円の場合）

給付金の種類		このような場合にお支払します！	下記の金額をお支払します！
入院給付金	疾病入院給付金	病気で入院した場合	5,000 円×入院日数 1 入院のお支払いの限度は 120 日です。
	災害入院給付金	ケガで入院した場合	5,000 円×入院日数 1 入院のお支払いの限度は 120 日です。
手術給付金		所定の手術を受けた場合	5,000 円の 10・20・40 倍 (手術の種類に応じて)



(オプション) 特定疾病 診断給付金	悪性新生物診断給付金	ガンの場合（ただし上皮内ガン、悪性黒色腫以外の皮膚ガンを除く） 加入日(*)前後を通じて初めてガンと診断確定された場合 加入日以後 91 日目から保障開始	50 万円
	急性心筋梗塞診断給付金	急性心筋梗塞の場合 60 日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断された場合	50 万円
	脳卒中診断給付金	脳卒中の場合 60 日以上言語障害などの後遺症が継続したと診断された場合	50 万円

(*)加入日とは(家族)特定疾病給付特約にご加入された最初の責任開始日をいいます。

・お支払いに関する詳細については、【給付金のお支払いについて】をご覧ください。

・この保険には死亡保険金はありません。

加入プランと月額掛金 1 入院支払限度の型: 120 日型

		本人プラン ※配偶者の掛金は本人の掛金から100円を差し引いた金額になります。								こどもプラン
		特定疾病診断給付金あり				特定疾病診断給付金なし				
入院給付金日額		10,000 円	8,000 円	5,000 円	3,000 円	10,000 円	8,000 円	5,000 円	3,000 円	3,000 円
手術給付金額		10・20・40 万円	8・16・32 万円	5・10・20 万円	3・6・12 万円	10・20・40 万円	8・16・32 万円	5・10・20 万円	3・6・12 万円	3・6・12 万円
特定疾病診断給付金額		50 万円	50 万円	50 万円	50 万円	なし	なし	なし	なし	なし
年 齢	15～19歳	1,260 円	1,038 円	705 円	483 円	1,210 円	988 円	655 円	433 円	3～22歳 一人につき 459 円
	20～24歳	1,660 円	1,358 円	905 円	603 円	1,610 円	1,308 円	855 円	553 円	
	25～29歳	2,000 円	1,646 円	1,115 円	761 円	1,870 円	1,516 円	985 円	631 円	
	30～34歳	2,305 円	1,911 円	1,320 円	926 円	2,070 円	1,676 円	1,085 円	691 円	
	35～39歳	2,555 円	2,131 円	1,495 円	1,071 円	2,220 円	1,796 円	1,160 円	736 円	
	40～44歳	3,170 円	2,656 円	1,885 円	1,371 円	2,670 円	2,156 円	1,385 円	871 円	
	45～49歳	3,895 円	3,287 円	2,375 円	1,767 円	3,140 円	2,532 円	1,620 円	1,012 円	
	50～54歳	5,030 円	4,256 円	3,095 円	2,321 円	3,970 円	3,196 円	2,035 円	1,261 円	
	55～59歳	6,495 円	5,487 円	3,975 円	2,967 円	5,140 円	4,132 円	2,620 円	1,612 円	
	60～64歳	8,625 円	7,299 円	5,310 円	3,984 円	6,730 円	5,404 円	3,415 円	2,089 円	
	65～69歳	11,565 円	9,815 円	7,190 円	5,440 円	8,850 円	7,100 円	4,475 円	2,725 円	
70～74歳	15,825 円	13,429 円	9,835 円	7,439 円	12,080 円	9,684 円	6,090 円	3,694 円		
75歳	20,960 円	17,682 円	12,765 円	9,487 円	16,490 円	13,212 円	8,295 円	5,017 円		

掛金について

※本人プランの掛金には月額保険料の他に制度運営費 100 円が含まれています。配偶者の掛金は、本人の掛金から 100 円を差し引いた金額になります。

- ・上記掛金は、本人の被保険者数が 100 人以上 299 人以下の場合の概算です。正規掛金については募集終了後に算出し、初回より適用します。
- ・被保険者の年齢は 2025 年 2 月 1 日時点の保険年齢となります。保険年齢とは 2025 年 2 月 1 日時点の満年齢で計算し、1 年未満の端数については、6 カ月を超えるものは切り上げて 1 年とし、6 カ月以下のものは切り捨てます。(例) 50 歳 = 49 歳 6 カ月超 ~ 50 歳 6 カ月以下
- ・掛金は年齢により異なります。(男女同一です。)

掛金の払込み

ご指定の口座から自動引き落としされます。(初回 2 月分掛金は 1 月 27 日)

保険期間

2025 年 2 月 1 日(責任開始日)～2026 年 1 月 31 日までの 1 年間

中途加入の場合、申込日(毎月 25 日申込締切)の翌々々月 1 日～2026 年 1 月 31 日となります。

配当金

この保険は 1 年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっております。給付金のお支払状況などによっては配当金が 0 になる場合があります。

加入資格 (健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります。)

本人: 一般社団法人 静岡県建築士事務所協会の正会員もしくは正会員事務所の役員・従業員で、申込日現在健康で正常に就業している方、かつ年齢が14歳6カ月超～75歳6カ月以下(2025年2月1日時点)の方。

会員事務所が掛金を負担し、事務所の役員・従業員全員を一括して申し込まれる場合は、加入資格を満たしている方全員を加入させていただきます。

配偶者: 上記「本人」と同一戸籍に記載されている配偶者で、申込日現在健康に生活している方、かつ年齢が満18歳～75歳6カ月以下(2025年2月1日時点)の方。

子ども: 上記「本人」と同一戸籍に記載されている子どもで、申込日現在健康に生活している方、かつ年齢が2歳6カ月超～22歳6カ月以下(2025年2月1日時点)の方。また、上記「本人」が加入する公的医療保険制度においてその被保険者の被扶養者であることが条件となります。

- * 加入資格のある子どもが2人以上いる場合は、その子どもを全員加入させていただきます。特定の子どもだけを加入させることはできません。
- * 配偶者・子どものみで加入することはできません。配偶者の入院給付金日額は、本人の入院給付金日額以下となります。
- * 本人が脱退した場合には配偶者・子どもも脱退となります。
- * 加入資格を喪失した場合は、この保険から脱退となります。

自動更新

一旦加入されますと、一般社団法人 静岡県建築士事務所協会の正会員もしくは正会員事務所の役員・従業員であれば、更新時の健康状態にかかわらず、本人・配偶者ともに89歳6カ月まで、前年度の加入入院給付金日額と同額以内で更新いただけます。子どもの場合、22歳6カ月まで更新いただけます。

給付金受取人

- 給付金(配偶者・子どもの給付金含む)受取人は、すべて加入資格に定める「本人」とします。会員事務所が掛金を負担し、全員を一括して申し込まれる場合は、被保険者の同意を得て会員事務所に指定することもできます。(ただし、全員を一括して申し込まれない場合、受取人を会員事務所に指定することはできませんのでご注意ください。)
- 会員事務所が受取人の場合、会員事務所が一旦受け取った後、見舞金などとして「本人」に支給されます。なお給付金請求に際しては、「本人」の了知が必要となります。

被保険者の同意確認

会員事務所が一括して加入する場合、当制度は会員事務所の役員・従業員に入院等が生じた場合に備え、会員事務所が掛金を負担し、役員・従業員が被保険者となる見舞金などの支払財源に充当するための保険制度として利用できます。加入申し込みにあたり、被保険者となるべき方全員に、被保険者となることに対する同意確認が必要です。同意確認については被保険者の「加入申込書兼告知書」への記名・押印により行います。また、【個人情報に関する重要事項】に対する同意確認についても同様に、被保険者の「加入申込書兼告知書」への記名・押印により行います。

税法上の取扱 (2024年8月時点) *将来、税法等の改正により変更される可能性があります。

- 事務所加入の場合
 - 会員事務所が役員・従業員のために負担した保険料は、役員・従業員の所得税の対象になりません。(所得税基本通達 36-31 の2) 法人の負担した保険料は、福利厚生費として全額損金となります。(法人税基本通達 9-3-5)
 - 給付金は見舞金として支給された場合、社会通念上相当と認められるものについては、非課税となります。(所得税基本通達 9-23)
- 個人加入の場合
 - 保険料(配当金があればそれを差し引いた額)は生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。(所得税法第76条/地方税法第34条・第314条の2)
 - 給付金は全額非課税となります。(所得税基本通達 9-21) ※ 保険料とは、掛金より制度運営費を除いた額を指します。

申込み手続き

別紙加入申込書兼告知書に必要事項を記入・押印のうえ、11月8日必着で、協会事務局までご提出ください。

その他

【給付金のお支払いについて】

給付種類	支払事由
疾病入院給付金	責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として入院を開始したとき
災害入院給付金	責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険期間中(ただし、不慮の事故の日から起算して180日以内)に治療を目的として入院を開始したとき
手術給付金	責任開始日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、治療を目的に保険期間中に所定の手術をしたとき
悪性新生物診断給付金	責任開始日から起算して90日を経過した日の翌日以後(責任開始日から90日間は保障されません)、保険期間中に初めて(加入日前後を通じて初めてとします)上皮内ガン・皮膚ガン(悪性黒色腫を除く)以外の悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたとき
急性心筋梗塞診断給付金	責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に虚血性心疾患のうち急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中診断給付金	責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

- * 入院・手術は、医療法に定める日本国内にある病院・診療所(ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)またはそれと同等と認められる日本国外の医療施設における入院または手術に限りません。
- * お支払いの対象となる疾病入院給付金と災害入院給付金の1入院に対するお支払いの限度はそれぞれ120日分で、通算してそれぞれ1,000日分が限度となります。お支払いの限度は更新前後を通算します。なお、支払事由に該当する入院を2回以上され、その原因が同一かまたは医学上重要な関係があると引受保険会社が認めたときで、退院日の翌日(災害入院の場合は「事故の日」)からその日を含めて180日以内に次の入院を開始した場合は1入院とみなします。この場合、「医学上重要な関係」とは病名が違っても医学上特に関連があるとされる一連の疾患をいいます。例) 高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患など
- * 疾病入院給付金と災害入院給付金は重複してお支払いいたしません。
- * 悪性新生物診断給付金・急性心筋梗塞診断給付金・脳卒中診断給付金のお支払いは、(家族)特定疾病給付特約の保険期間(更新前後を通算します。)を通じて、それぞれ1回となります。
- * 責任開始日から起算して90日を経過した日の翌日より前に悪性新生物(上皮内ガン、悪性黒色腫以外の皮膚ガンを除く)と診断確定され、悪性新生物診断給付金が支払われない場合、診断確定日からその日を含めて6カ月以内に保険契約者から申し出があったときは、その該当被保険者の(家族)特定疾病給付特約を無効とします。
- * 「労働の制限を必要とする状態」とは、「軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態」をいいます。
- * 脳卒中とは、脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞を指します。
- * 同時に2種類以上の手術を受けられた場合、給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。
- * 単なる縫合(傷口を縫う)処置、皮膚の良性腫瘍の摘出術、手足の指の骨折手術などお支払いの対象にならない手術があります。対象となる所定の手術については、「ご加入のみなさまへ(重要事項)」をご参照ください。

※必ず、「ご契約内容(契約概要)・特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」および「ご加入のみなさまへ(重要事項)」を熟読いただき、この保険(保障の内容・金額等)がご自身のご意向に合致しているかご確認のうえお申込みください。

【契約内容登録制度のご案内】

新医療保障保険(団体型)にご加入された場合、生命保険制度が健全に運営され、入院給付金等の支払いが正しく確実に実行されるよう、被保険者名、入院給付金日額等が一般社団法人生命保険協会に登録されます。

【ご注意】

・次のような場合には、給付金のお支払いはできません。

- (1)告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除されたとき
- (2)団体(契約者)から引受保険会社に保険料のお払込みが行われずご契約が失効したとき
- (3)次のいずれかにより、支払事由に該当したとき
 - ・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失(注1)
 - ・その被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・その被保険者の精神障害を原因とする事故
 - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
 - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・その被保険者の薬物依存によるとき(災害入院給付金を除きます。)
 - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(注2)

(注1)家族特約、家族手術特約に加入されている場合には、その主契約の給付金受取人の故意または重大な過失によるときにも、給付金のお支払いはできません。

(注2)その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

* (1)(2)(3)は手術特約、家族特約、家族手術特約にも適用します。また、(1)(2)は特定疾病給付特約・家族特定疾病給付特約にも適用します。

* 上記の他、重大事由による解除、その他の解除、詐欺による取消し、不法取得目的による無効などの場合にも給付金はお支払いできません。

* 上記は増額された場合の増額部分についても適用されます。

* 法令等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の内容を変更することがあります。

【生命保険募集人について】

生命保険募集人は、お客様と保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに有効に成立します。

【個人情報に関する重要事項】

この保険の運営にあたっては、保険契約者は加入対象者(被保険者)の氏名・性別・生年月日・健康状態、預貯金口座名義人の氏名・電話番号・指定口座内容等(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、引受保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。保険契約者は提出された個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。各引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務の目的で利用^(注1)します。また、引受保険会社は、保険契約者、他の引受保険会社、外国を含む再保険会社^(注2)、募集代理店を含む委託先、収納代行会社および共同利用を行うグループ会社に、上記の利用目的の範囲内で個人情報(本保険以外で引受保険会社が知り得る情報を含みます)を提供します。なお、この他法令に根拠があるときは、上記にかかわらず、個人情報を提供する場合があります。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き保険契約者、収納代行会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注1)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

(注2)メットライフ生命保険株式会社が個人情報を提供する外国の再保険会社の所在国は、米国、EU、英国、シンガポール等になります。メットライフ生命保険株式会社は、信用リスク等のさまざまな情報を踏まえて再保険会社を決定しております。現時点で移転先が決定していないため、移転先の外国の名称および移転先が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について情報提供を行うことができません。最新情報はメットライフ生命保険株式会社ホームページ www.metlife.co.jp に記載しています。

<その他>事業所を経由する場合の個人情報の取り扱いについて

個人情報が、この保険の運営上、加入対象者の所属する事業所を経由して保険契約者へ提出される場合、または保険契約者からその事業所へ個人情報が提供される場合は、その事業所は提出された(提供された)個人情報を、保険契約者と同様に取り扱います。

商品付帯サービス コンシェルジュダイアルのご紹介

新医療保障保険(団体型)のご加入者は、次のサービスが受けられます。

健康に関するサービス

健康生活サポートダイアル

身体や心の悩みについて相談したい

治療時のサポートダイアル

治療や専門医の情報を知りたい

早期発見サポートダイアル

病気の予防や検査について相談したい

治療中・治療後のケアダイアル

治療中や治療後の悩みを解決できるサポートが知りたい

女性相談コンシェルジュ

女性ヘルスカウンセラーが女性特有の身体や心のお悩みにお応えします

女性のみご利用いただけます

商品付帯サービスの共通注意事項

- ・これらのサービスは、2024年8月時点のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- ・メットライフ生命が委託ないし提携する各サービス会社が提供します。保険契約による保障とは異なります。
- ・サービスにより生じた損害・損失については、メットライフ生命では責任を負いかねます。
- ・ご利用の際には諸条件があり、ご要望に沿えない場合がありますので、詳細はサービス利用時にお問い合わせください。
- ・サービス対象者は、被保険者およびその配偶者と1親等以内のご家族です。一部のサービスにおいては、被保険者のみが対象となります。
- ・サービスについての詳細および最新情報は、メットライフ生命のホームページでご確認ください。

治療中・治療後のケアダイアルの注意事項

- ・メットライフ生命の募集人およびコールセンターは各種サービスの詳細な内容や申込方法などのご案内を行っておりません。「治療中・治療後のケアダイアル」にお問い合わせください。

女性相談コンシェルジュの注意事項

- ・相談内容により対応する専門デスクが異なるため、各デスク対応時間内におかけ直しをお願いする場合があります。
- ・電話受付は男性のオペレーターが対応する場合があります。また、ご相談内容によっては女性ヘルスカウンセラーから転送され、男性の専門家がご相談に応じることもあります。
- ・ご利用の際の諸条件は対応する専門ダイアルまたは専門デスクにより異なります。

お問い合わせ先(生命保険募集人)

メットライフ生命保険株式会社
静岡エイジェンシーオフィス
〒420-0851 静岡市葵区黒金町 59-7 ニッセイ静岡駅前ビル 6 階
(担当:佐藤はるみ) TEL:054-252-5540

引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町 1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー